

労務 ROAD

■“中退共”をご存知ですか？

中退共（中小企業退職金共済制度）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。制度の運営は勤労者退職金共済機構が行っています。

●中退共制度の仕組み

①加入申込

事業主が中退共と退職金共済契約を結びます。
後日、従業員ごとの共済手帳が送付されます。

②掛金納付

毎月の掛金を金融機関に納付します。
掛金は全額事業主負担で、5,000円から30,000円までの16種類の中から従業員ごとに選択することができます。

③退職金支払

退職した従業員の請求に基づき、中退共から直接従業員に支払われます。

●加入するメリットは？

- ・国による掛け金の助成があります！
初めて中退共制度に加入する事業主や掛け金月額を増額する事業主に対して、掛け金の一部を国が助成します。
- ・掛け金は全額非課税です！
掛け金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として処理することができます。
- ・管理が簡単！
従業員ごとの納付状況や退職金試算額のお知らせが事業主宛に届きますので、退職金の管理が簡単です。【厚生労働省・中退共より】

中退共について「もっと詳しく知りたい」、「加入を検討したい」とお考えの事業主様は、河本社労士事務所までご連絡ください。
ご説明から加入の手続きまで弊社でさせていただきます。

■所員紹介（吉田）

初めまして。2018年12月より入所しました吉田 真穂と申します。前職では、人事部や経理部にて派遣就業をしておりました。微力ですが、過去の経験を活かせるよう努めたいと考えております。また、就業の中で専門的知識をつけ、お客様のお力となれればと思っております。

休日は、旅行や近場へドライブに行くことがあります。昨年の秋には、山口県の萩や福岡県の博多へ旅行に行きました。天気も良く、大変充実した旅行でした。

■山口県萩（写真左2枚）、福岡県博多の能古島（写真右）■



VOL.627
(1901-3)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野

セミナー開催のご案内

ここが重要！抑えておきたい
「働き方改革」セミナーを
3月6日に実施します。

第一部では代表河本が、働き方改革について、第二部ではIndeedさんをお招きして採用手法やトレンドについてお話しします。HPからチェック可能です。ぜひ奮ってご参加ください。

早いもので、1月ももう3分の2が過ぎました。これから2月にかけて寒さが本番になりますが、インフルエンザ流行のピークも1～2月のようです。

手洗い・マスク着用や規則正しい生活でしっかり対策したいです。（矢尾）

SNSでもお役立ち情報
配信中です

Facebook:
河本社労士事務所

Instagram:
@ksj_koumoto

Twitter:
@ksj_koumoto